



南アフリカにお住まいの皆様及び旅行者の皆様へ

【タイトル】

日本入国時の動植物検疫に関する留意事項について

【ポイント】

●植物の病害虫や家畜の伝染病の拡大を防ぐため、日本では、果物・野菜や肉・肉製品の海外からの持ち込みを厳しく制限しています。

【本文】

1 持ち込みが禁止されていないものでも、生の果物・野菜、穀類、豆類などの持込には、植物検疫証明書が必要です。

2 肉・肉製品の持込は禁止されています。

これらは、機内食やお土産、少量であっても例外はありません。

3 違法な持込には、罰則（最大3年の懲役又は最大300万円（法人は最大5,000万円）の罰金）が課される場合がありますので注意してください。

4 詳しくは以下の農林水産省（植物検疫所・動物検疫所）のウェブサイトを確認ください。

《植物防疫所》

「来日するあなたへのお願い」

https://www.maff.go.jp/pps/j/pqaqinfo_j.html

「よくある質問（海外からの持込み編）」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/oversea/faq/index.html>

《動物検疫所》

「海外からの家畜伝染病を防げ！（動画）」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/yobou_movie.html

「輸入動物検疫に係るよくあるお問合せ（FAQ）」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/FAQ.html

【問い合わせ先】

在南アフリカ日本国大使館



在南アフリカ共和国日本国大使館
Embassy of Japan in South Africa

HP : http://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

住所 : 259 Baines St, Cnr Frans Oerder St, Groenkloof, Pretoria

電話 : +27 12 452 1500 領事・警備

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>